

1-15 床面積及び階の取扱いに関する基準

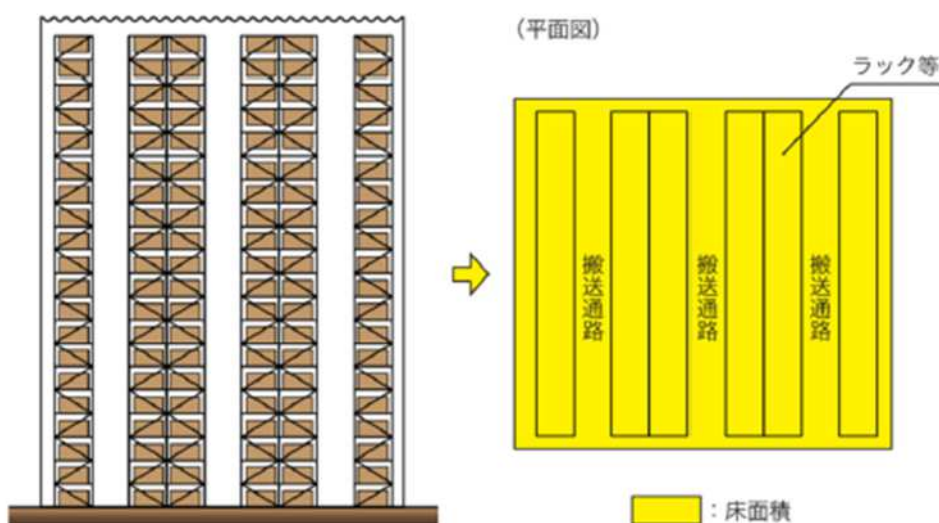
第1 趣旨

この基準は、法第17条の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置に係る面積及び階の算定に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 床面積の算定

消防用設備等の設置に係る床面積の算定は、建基令第2条第1項第3号に規定する床面積及び別記「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）によるほか、次によるものとする。

- 1 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。
- 2 建物内に設けられた架台は、当該部分で作業、通行、運搬の用に供される場合は床として扱うが、物品をのせるだけで人がほとんど乗ることがなければ床として扱わないこと。
- 3 ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次によること。
 - (1) ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。【図1】



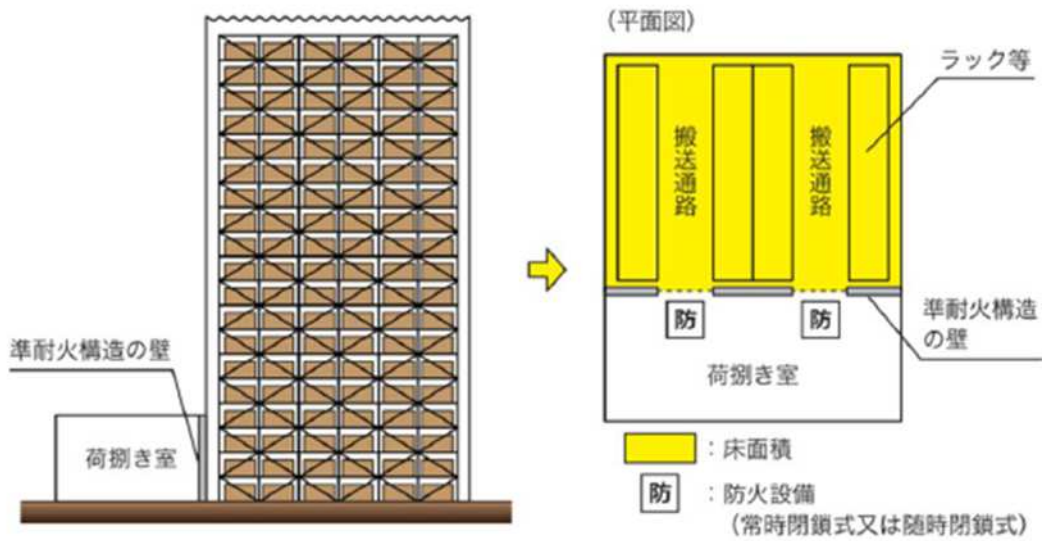
【図1】

(2) ラック式倉庫のうち令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

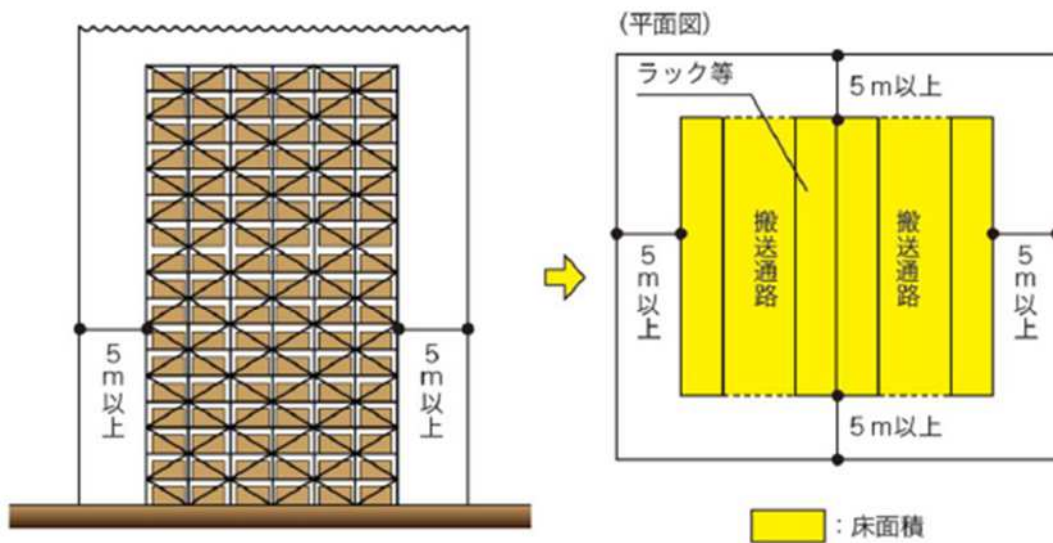
この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

ア ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限定する。）で区画されているもの【図2】

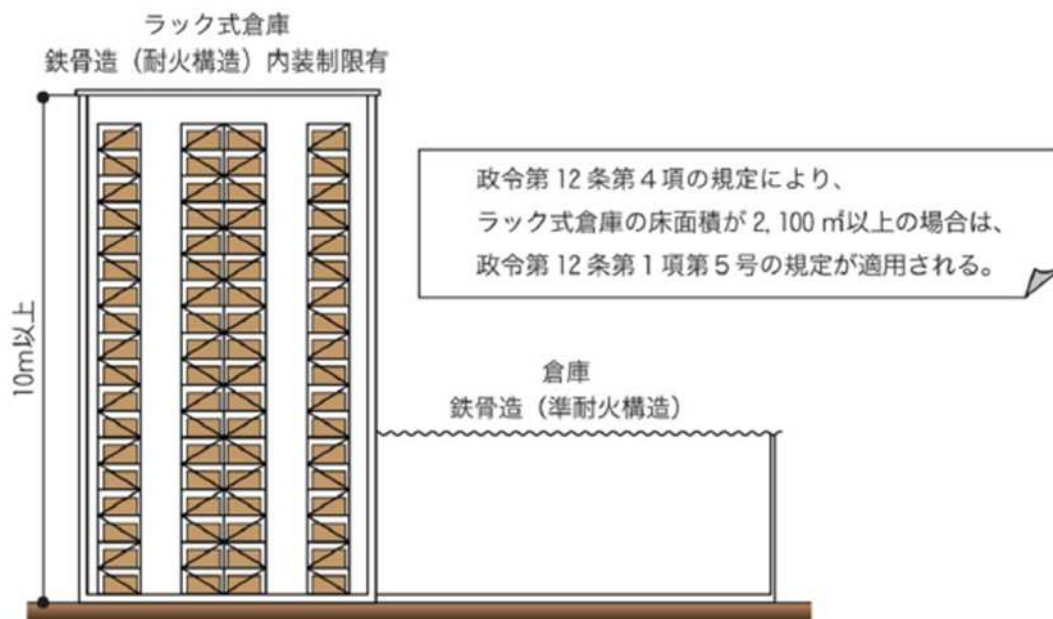
イ ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの【図3】



【図2】

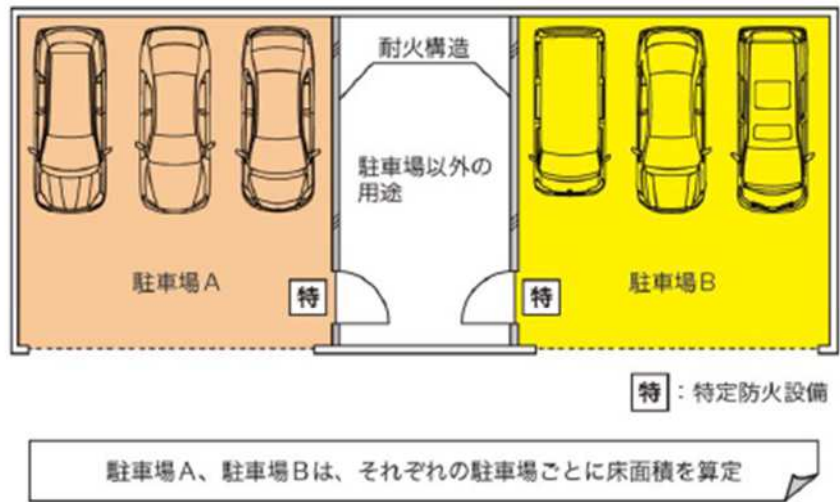


【図3】



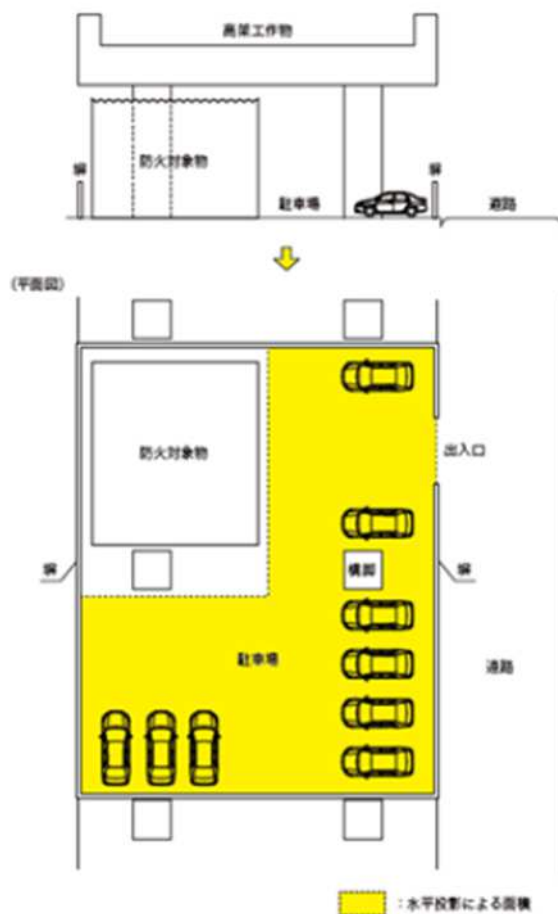
【図4】

- (3) 前アに該当する場合、令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。【図4】
- (4) ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。
- (5) 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。
- 4 駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。
- (1) 車路は、床面積に算入すること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- (2) 耐火構造により有効に防火区画された駐車の用に供しない部分を介して、2個所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。【図5】



【図5】

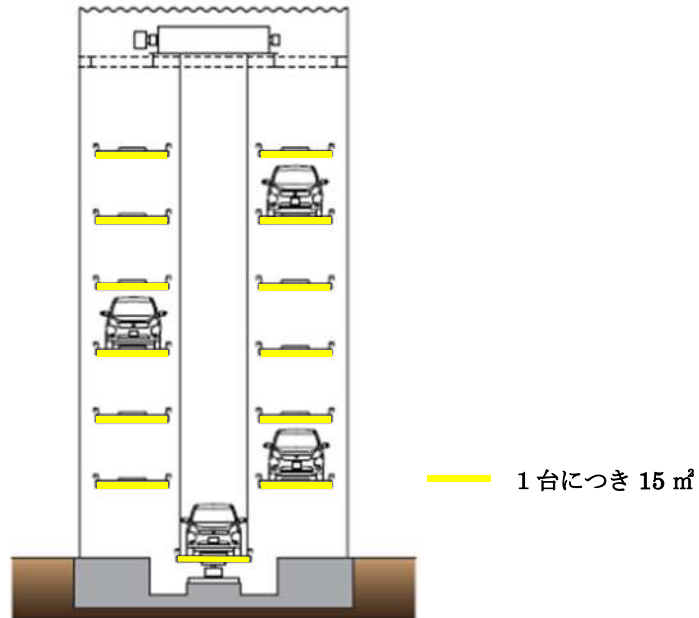
- (3) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設ける令別表第一に掲げる防火対象物に付随する駐車場の用に供する部分は、さく、へい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。【図6】



【図6】

- (4) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、立体駐車場については駐車台数1台につき15㎡、立体駐輪場については駐輪台数1台につき1.2㎡で算定すること。

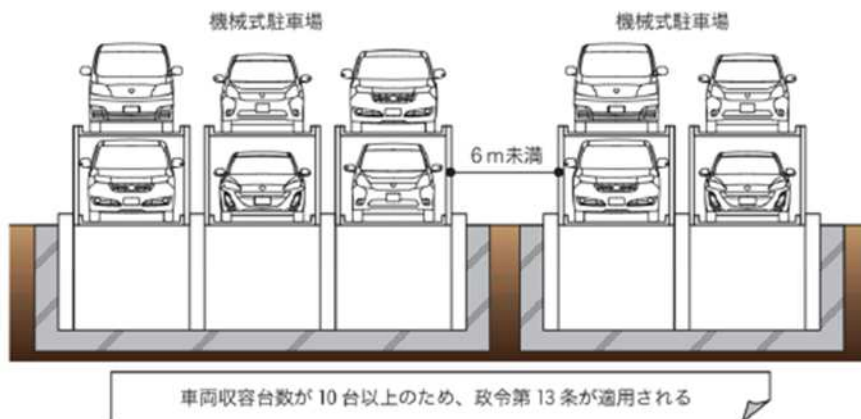
【図7】



【図7】

- (5) 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6 m以下となるものにあつては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、令第13条を適用する。

【図8】



【図8】

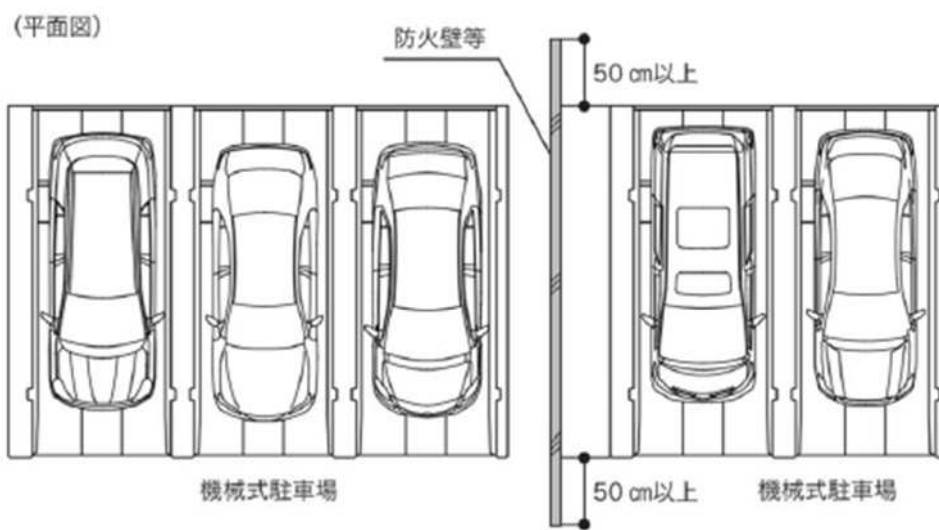
なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。【図9から図12】

ア 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。

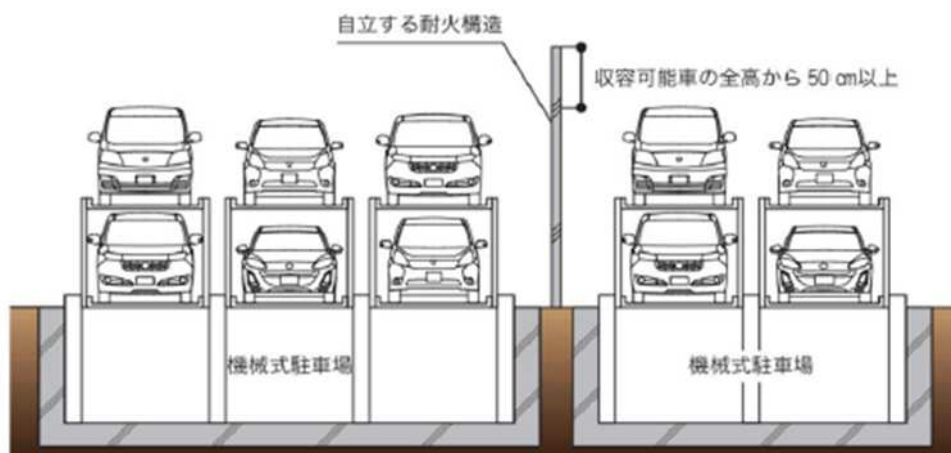
イ 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させること。

ウ 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。

エ 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

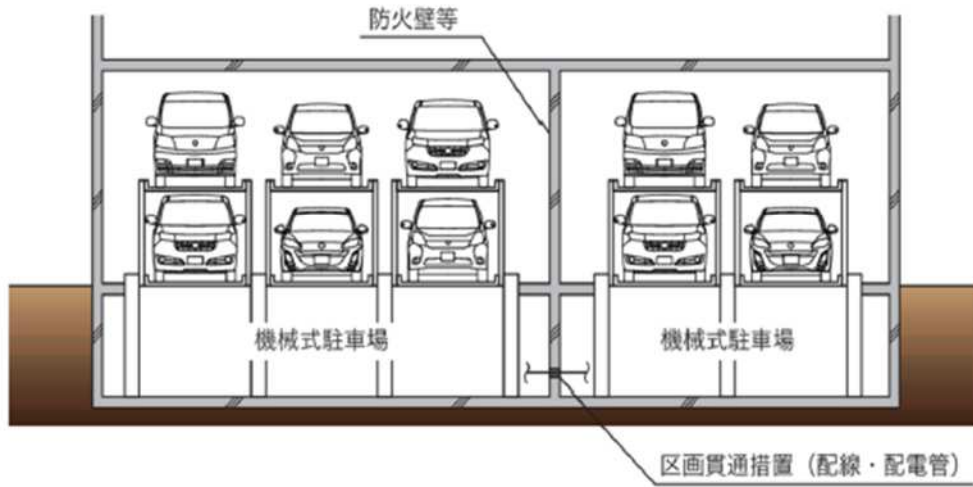


【図9】



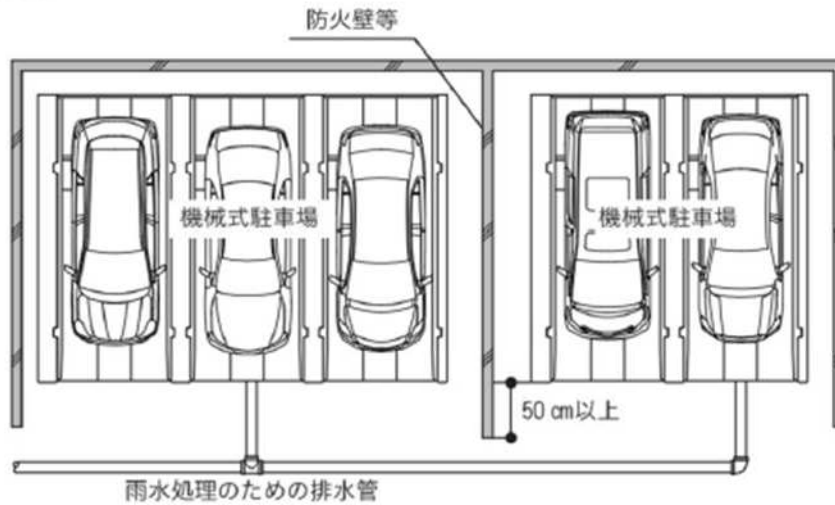
【図10】

(防火対象物内に収納される場合)



【図 11】

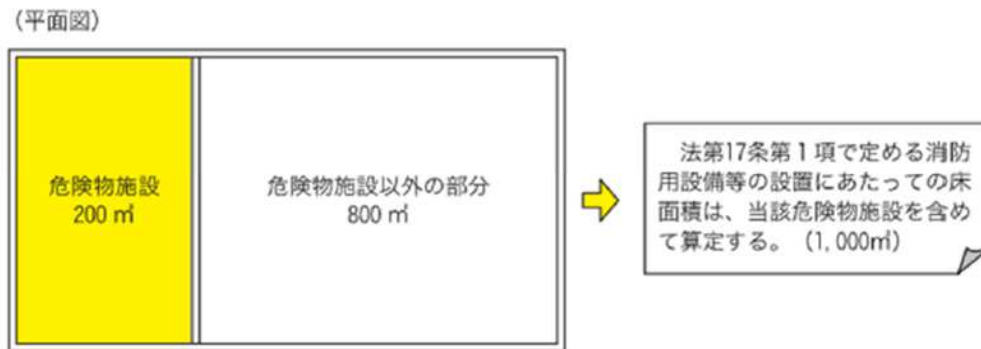
(平面図)



【図 12】

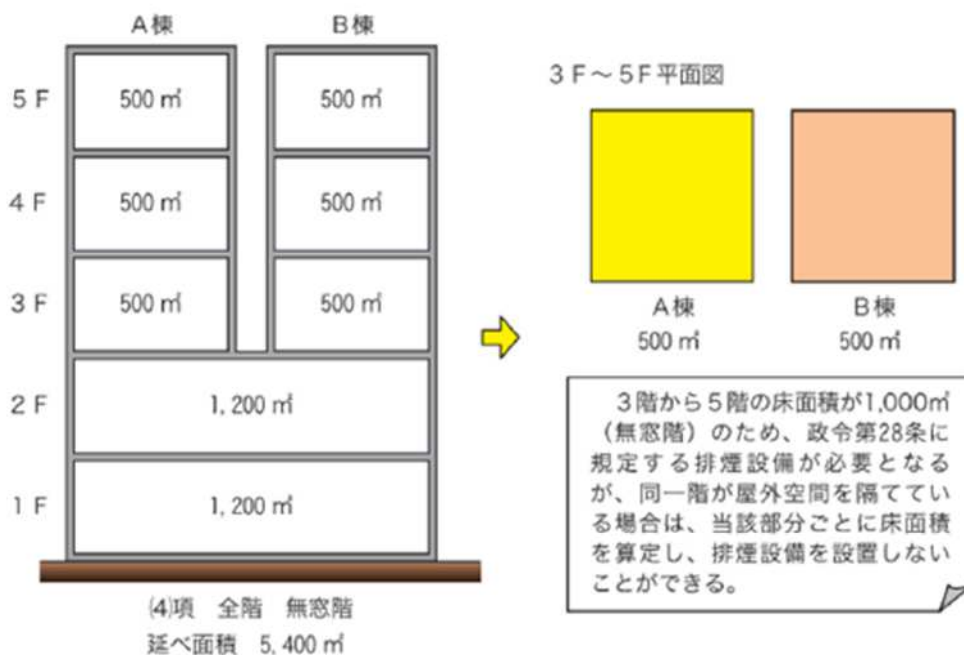
5 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き以上の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

- 6 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。ただし、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条の規定の例によらず法第10条第4項の規定の例によるものであること。【図13】



【図13】

- 7 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合にあつては、隔てられた部分ごとに床面積を算定できるものであること。【図14】

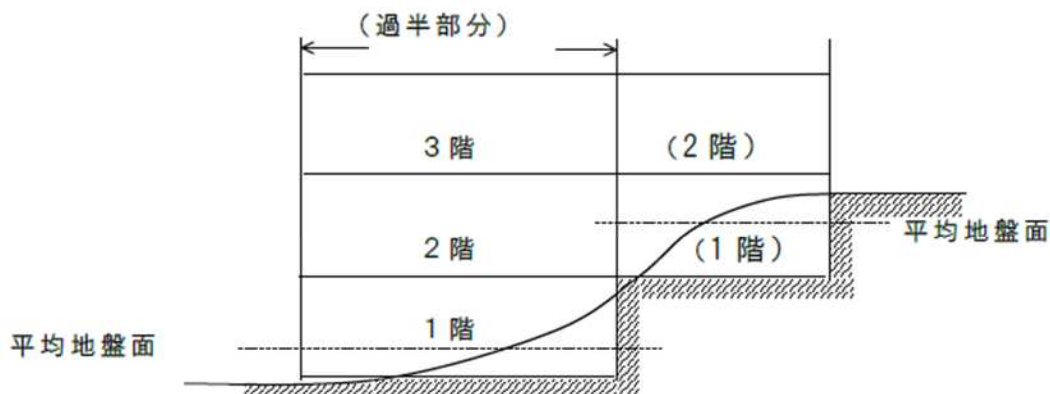


【図14】

第3 階数の取扱い

消防用設備等の設置に係る階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によるものとする。

- 1 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、第2床面積の算定1で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- 2 建物内に設けられた架台は、第2床面積の算定2で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- 3 住戸の小屋裏部分を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置」という。）で、次の各号に該当するものについては、階とみなさないものであること。
 - (1) 小屋裏物置の部分の水平投影面積は、直下の階の床面積の2分の1以下であること。
 - (2) 小屋裏物置の天井の最高の高さは、1.4m以下であること。
- 4 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。
- 5 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより当該建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること。【図15】



【図15】

別記

○ 床面積の算定方法について

昭和61年4月30日
建設省住指発第115号
建設省住宅局建築指導課長より
特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で固まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物
ピロティに準ずる。
- (4) 吹きさらしの廊下
外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。
- (5) バルコニー・ベランダ
吹きさらしの廊下に準じる。
- (6) 屋外階段
次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。
イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。
ロ 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。
- (7) エレベーターシャフト
原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。
- (8) パイプシャフト等
各階において床面積に算入する。
- (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット
タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。
- (10) 出窓
次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。
イ 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
ロ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。
ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。
- (11) 機械式駐車場
吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の方法による。
- (12) 機械式駐輪場
床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の方法による。
- (13) 体育館等のギャラリー等
原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

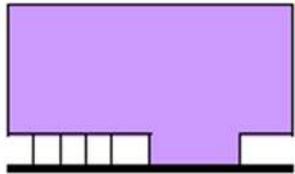
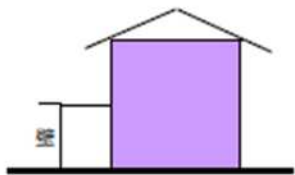

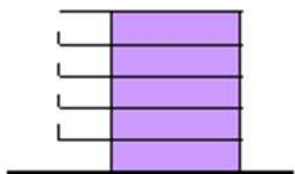
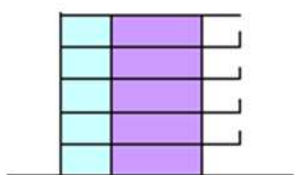
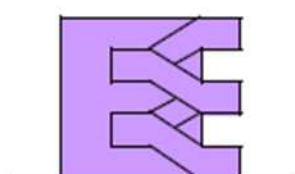
ロ イ以外の場合

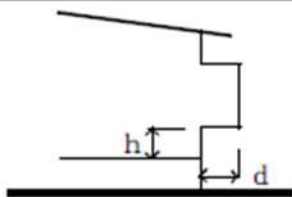
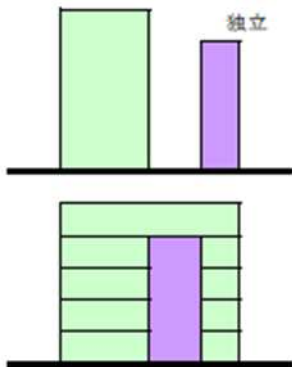
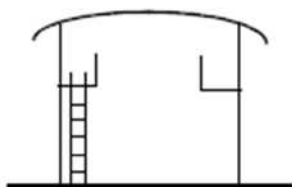
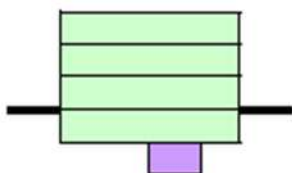
PC板、ALC板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

床面積の算定方法について（イメージ図）

型別	立面図	床面積に算入しない	床面積に算入する
ピロティ		<p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分に外気に開放され、かつ屋内的用途に供しない部分 	<ul style="list-style-type: none"> 左以外の部分（自動車車庫、自転車置場等）
ポーチ		<ul style="list-style-type: none"> 右以外の場合原則として算入しない 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内的用途に供する部分
公歩廊等		(傘型又は壁を有しない門型の建築物はピロティに準じる)	
吹きさらしの廊下		<p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> 外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上でありかつ天井の高さの1/2以上である廊下の幅2mまでの部分 	<ul style="list-style-type: none"> 左以外の部分
バルコニーベランダ		(吹きさらしの廊下に準じる)	
屋外階段		<p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> 外気に有効に開放されている部分が次の条件を満たす階段イ; 長さが階段の周長の1/2以上ロ; 高さが1.1m以上、かつ、階段の天井高の1/2以上 	<ul style="list-style-type: none"> 左以外の階段
エレベーターシャフト		<ul style="list-style-type: none"> 着床できない階であることが明らかなる階のシャフト断面積相当部分 	<ul style="list-style-type: none"> 左以外の場合（各階において床面積に算入する）
パイプシャフト等			<ul style="list-style-type: none"> 各階において床面積に算入する

型別	立面図	床面積に算入しない	床面積に算入する
出窓		<ul style="list-style-type: none"> ・$h \geq 30\text{cm}$、$d < 50\text{cm}$、かつ見付け面積の1/2以上が窓であるもの ・h: 下端の床面からの高さ ・d: 周囲の外壁面からの水平距離 	<ul style="list-style-type: none"> ・左以外の場合
機械式 駐車場		<p>独立の立体駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15m^2を床面積として算定する ・床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15m^2とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値の内、大きいほうの数値とする ・床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による 	
機械式 駐輪場		(機械式駐車場に準じる。ただし、1台当たりの床面積は、 1.2m^2 とする)	
体育館等の ギャラリー等		<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検等一時的な使用を目的としている場合 (幅が1m程度以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として算入する (観覧のためのもの)
給水タンク又は 貯水タンクを 設置する 地下ピット		<ul style="list-style-type: none"> ・タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの ($0.6 \sim 1.5\text{m}$程度、タラップ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左以外の場合 (ポンプを併置など)

・建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

※1 十分に外気に開放され・・・その部分の接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常に人又は車の通行が可能な状態にあるもの。

※2 外気に有効に開放されている部分・・・ 1 隣地からの距離が 50cm 以上であること。

2 同一敷地内の建築物の部分からの距離が 2m 以上であること。